

## 生駒市規則第 28 号

生駒市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 7 月 19 日

生駒市長 小 紫 雅 史

### 生駒市会計規則の一部を改正する規則

生駒市会計規則（昭和 48 年 3 月生駒市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 項第 13 号中「需用費、役務費及び原材料費」を「次に掲げる経費」に改め、同号に次のように加える。

ア 需用費

イ 役務費

ウ 使用料及び賃借料

エ 原材料費

第 35 条の見出しを「（概算払）」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

令第 162 条第 6 号の規定により概算払をすることができる経費は、概算で支払をしなければ契約し難い鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に規定する鉄道事業者に対する委託に要する経費とする。

第 35 条の 2 第 1 号中「契約しがたい」を「契約し難い」に改める。

別表第 1 環境保全課長の部所管に係る徴収金の収納の項中「所管係長」を「所管係員」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。